

# 漁業法の変更と都道府県の水産行政

主任研究員 田口さつき

## 〔要 旨〕

2018年12月に成立した「漁業法等の一部を改正する等の法律」により、水産行政における国および都道府県の業務が大幅に増した。しかし、05年以降、総務省「新地方行革指針」に基づき、都道府県の職員数の削減が進められてきた。その結果、海面のある都道府県の総水産職員数は、05年の6,492人から18年現在5,226人と、大幅に減少した。また、都道府県の機構や職員の配置における都道府県間の差は大きい。加えて、都道府県議会において新たに導入される制度などへの議論もあまり深まっていない。このようななか、「水産政策の改革」の実現がすでに始まっており、都道府県は焦眉の急で準備作業を行わなければならない。

## 目 次

### はじめに

#### 1 漁業法の変更点と都道府県の業務

- (1) 産出量規制に重きを置く資源管理へ
- (2) 新規参入促進を目指す沿岸漁場管理
- (3) 漁場管理のための新制度導入
- (4) 公選制を廃止した海区漁業調整委員会

#### 2 都道府県の態勢

- (1) 減らされる都道府県職員
- (2) 都道府県間の差の大きい職員配置

#### (3) 新法に対する認識

—資源管理—

#### (4) 新法に対する認識

—沿岸漁場管理—

#### 3 今後の都道府県の対応

- (1) 準備作業は焦眉の急
- (2) 条例の制定の必要性

おわりに

## はじめに

2018年12月に「漁業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、20年12月までの施行に向け、19年9月5日現在、国において政省令の素案がまとめられつつある。

変更された漁業法では、新設の第6条「国及び都道府県は、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有する。」と、国だけでなく都道府県の責務を明文化した。同法の下、資源管理や沿岸漁場管理において都道府県の業務は大幅に増加する。

一方、05年以降、総務省「新地方行革指針」に基づき、都道府県の職員数の削減が進められた結果、専門知識を持つ技術職員の不足が顕在化している。さらには、19年5月22日の財政制度分科会において、地方公共団体の一般行政部門の職員数を、25年までに3万人削減する案が示されている。

沿岸漁業者は都道府県の水産行政の影響を強く受けてきた。そこで、本稿では、都道府県について変更された漁業法の運用後に想定される業務と水産行政の態勢を分析する。

## 1 漁業法の変更点と都道府県の業務

### (1) 産出量規制に重きを置く資源管理へ

「漁業法等の一部を改正する等の法律」は、従来の「漁業法」と「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（以下「TAC法」という）を合わせたものである。しかし、現行漁業法（以下「現行法」という）からの法文の削除や修正が広範囲にわたり、新制度も多く追加された。改正というよりは、新漁業法というのがふさわしく、以下では新法と呼ぶ。漁業法は17年の水産基本計画に沿って変更された。その目的は、「適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させる」（水産庁（2019））ためと、水産庁は説明し、その具体的な内容として第1表の5点を挙げている。現行法の下では、知事許可漁業と漁業権漁業は知事管理漁業として都道府県が許可や免許を行ってきた（第1図）。しかし、今後は知事管理漁業の業務に国の関与・指示が増すだけでなく、新たに導入された制度に伴う業務が加わる。以下では、資源管理、沿岸漁場管理に分けて新法の下での都道府県の業務を考えてみたい。

まず、資源管理について国の認識が大きく変化したことを指摘したい。16年度の水産白書では、資源管理の手法は、①漁船の隻数や規模、漁獲日数等を制限することによって漁獲圧力を入り口で制限する投入量規制（インプットコントロール）、②漁船設備や漁具の仕様を規制すること等により若

第1表 漁業法の変更内容と都道府県に新たに加わる業務

漁業法の変更内容		都道府県の業務(一部)
(1) 新たな資源管理システムの構築	資源管理の基本原則 漁獲可能量(TAC)の決定 漁獲割当て(IQ)の設定	都道府県資源管理方針の策定(新規) 漁獲についての報告を収集、漁業者への助言等(※) 知事管理区分における漁獲割当て(IQ)の設定、管理(新規)
(2) 漁業許可制度の見直し		知事許可漁業に伴う許可の交付などは継続
(3) 漁業権制度の見直し	海区漁場計画の策定プロセスの透明化 漁業権を付与する者の決定 漁場の適切かつ有効な活用の促進 沿岸漁場管理	海区漁場計画の策定時に利害関係者の要望聴取・結果の公表(新規) 既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用しているか判断等(新規) 漁業権者からの報告を確認(1年に1度以上)、指導等(新規) 沿岸漁場管理の指定、沿岸漁場管理規程の確認等(新規)
(4) 漁村の活性化と多面的機能の発揮		内容不明
(5) その他		海区漁業調整委員会委員の公選制廃止に伴う選定手続き等(新規)

資料 水産庁(2019)一部抜粋

(注) ※特定水産資源の魚種の拡大に伴い、業務が増加。

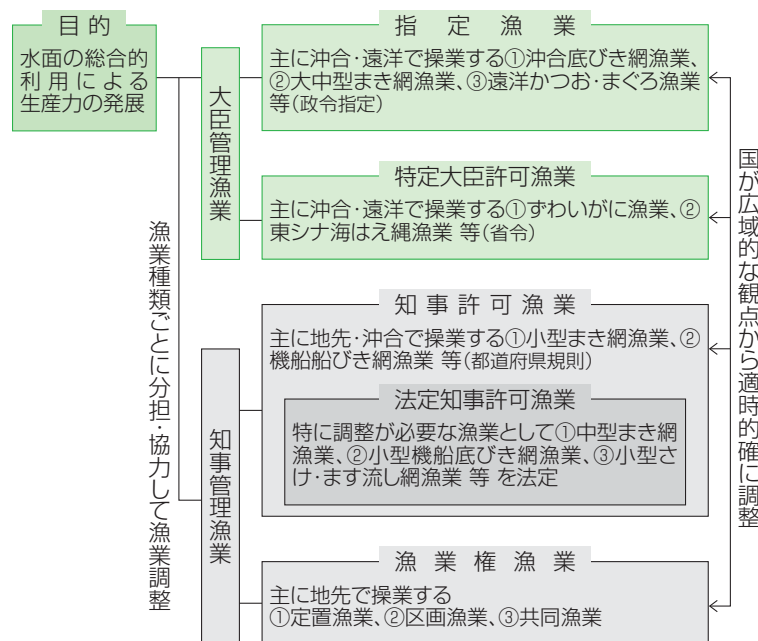
### 齢魚の保護等特定の管理効果

を發揮する技術的規制(テクニカルコントロール)、③漁獲可能量(TAC: Total Allowable Catch)の設定等により漁獲量を制限し、漁獲圧力を出口で制限する産出量規制(アウトプットコントロール)の3つ(第2図参照)に大きく分けられると解説した後、「我が国では、各漁業の特性や関係する漁業者の数、対象となる資源の状況等により、これらの管理手法を使い分け、組み合わせながら適切な資源管理を行

っています。」(63頁)と、書かれている。

しかし、17年度の水産白書では「我が国では、各漁業の特性や関係する漁業者の数、対象となる資源の状況等により、これらの管理手法を使い分け、組み合わせながら資源管理を行っていますが、今後、主要資源

第1図 現行漁業法の体系

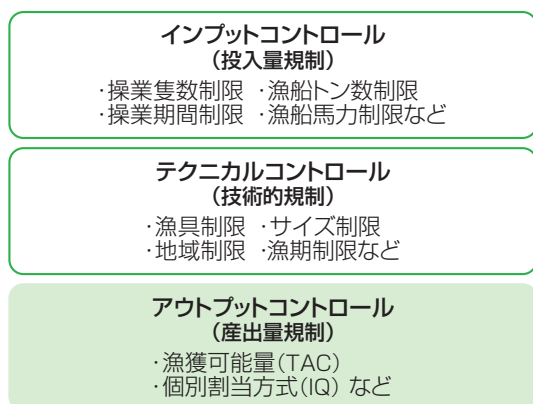


出典 水産庁「漁業権について」

については、産出量規制を基本に投入量規制及び技術的規制を組み合わせることであります。」(46頁)と、これまでの認識とは異なり、産出量規制を基本とすることが示された。

そして、新法では第8条(新設)で、③の

## 第2図 資源管理の手法



出典 水産庁(2019)

漁獲可能量による管理を基本とすることを宣言している。水産庁は、「我が国の資源管理は、許可制度に基づく船舶のトン数規制などを中心とし、アジ、サバなどは漁獲可能量（TAC）制度の下で漁獲量管理を行ってきましたが、TAC対象魚種が限られていたこと等もあり、漁業生産量の減少は続いています。このため、資源を現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量を達成できる水準に維持又は回復させることを目標として、TACを基本とする新たな資源管理システムを構築することで漁獲量等の増大を目指します。」（水産庁（2018c）<sup>(注1,2)</sup>）と宣言している。

新法下では、資源管理について国の指針に基づき業務が行われることとなる。まず、農林水産大臣（以下「農水大臣」という）が定める「資源管理基本方針」（以下「基本方針」という）に即して、知事も「都道府県資源管理方針」（以下「管理方針」という）を策定することが新たに義務づけられた（第14条 TAC法第4条の変更）。農水大臣は、資源

管理の対象となる魚種（新法では「特定水産資源」、TAC対象魚種のこと）ごとに1年間に採捕できる数量の最高限度（漁獲可能量）と、その一部のなかから都道府県ごとに配分する量を定める（第15条 新設）。知事は、この配分量を知事の管轄する管理区分<sup>(注3)</sup>ごとにさらに配分する（第16条 新設）。管理方針には、配分の基準や漁獲量の管理の手法などが盛り込まれて、新たな規制を漁業者に課す。しかし、その作成過程について新法には規定がない。また、国の基本方針は20年に策定見込みだが、新法の施行に合わせ、都道府県は極めて短時間で管理方針を作成しなければならない。

新法が定める漁獲可能量による管理は、管理区分ごとに漁獲可能量を配分し、それぞれの管理区分において、その漁獲可能量を超えないように、漁獲量を管理することにより行うものである（第8条第2項 新設）。漁獲量の管理は、①船舶等ごとに漁獲可能量を割り当てるのが基本ではあるが、一定の事情がある場合、②漁獲量の総量を管理する、③漁獲努力量の総量を管理するという手法がある。農水大臣または知事は、これらの3つの手法のなかから管理区分ごとにどの手法で管理するか定める。

ある知事管理区分の資源管理の手法が、船舶等ごとに漁獲できる数量を割り当てるもの（以下「割当管理」という）である場合、知事は船舶等ごとに漁獲割当割合を設定する（第17条 新設）。これは漁業者の申請に基づいて行われるため、当然に都道府県の事務となる。そしてその割合基準なども詳細

に定めて事前に公開する必要がある。さらに知事は、漁獲割当管理原簿を作成し、漁獲割当割合などの設定、移転および取消しの管理を行う（第20条 新設）が、これらの煩雑な事務も職員が担うこととなる。加えて知事は、漁獲割当量の設定を受けた者から漁獲量などの報告を受け、それを農水大臣に伝える（第26条 TAC法第17条の変更）必要があり、そのために漁獲割当量の消化状況を確認する直接的な義務も負うこととなる。

また、知事管理区分の資源管理の手法が漁獲量等の総量の場合でも資源管理の対象となる魚種について漁業者の捕獲状況の報告を受け公表し（第30条 新設、第31条 TAC法第8条の変更）、助言、指導または勧告をしなければならない（第32条 TAC法第9条の変更）。現在、小型クロマグロは漁獲量の総量で管理されているが、漁獲枠を残して休漁に追い込まれた北海道の沿岸漁業者が国や北海道を提訴していることからわかるように、漁獲量等の総量の管理も非常に調整が難しい。

なお、漁獲可能量を予測するには、綿密な資源調査が必要となる。これについて新法の第9条（新設）で農水大臣が資源評価を行うために必要となる情報を収集するための調査を行うこととしつつ、第10条第3項（新設）で都道府県知事（以下「知事」という）に農水大臣の求めに応じて、資源調査に協力することを義務づけた。これにより、都道府県は国の資源調査の一組織として組み込まれたといえる。ただ、資源調査

には人手と費用がかかるが、国と都道府県の事前協議や負担のあり方などの規定はない。

なお、知事許可漁業は、体系が見直され、今後、省令などで対象となる漁業が定められる。また、都道府県はこれまでと同様、許可の交付などの事務手続きを担う。

**（注1）** TAC対象魚種は漁獲量ベースで早期に現状の6割から8割を目指すとされている。また、資源評価対象魚種の拡大（50種 [2018年度] →200種程度 [2023年度まで]）が政策目標となっている（水産庁（2018d））。

**（注2）** 資源の変動は自然環境によるところが大きく、漁獲可能量算定の根拠となるMSY理論は単なる仮定であり、科学的正当性は疑わしいとの指摘が多くなされている（例えば、川崎ほか（2017）、櫻本（2018）、中野（2019））。

**（注3）** 管理区分とは、漁法、水域、期間などのまとまりで区分される単位。

## **（2）新規参入促進を目指す沿岸漁場管理**

知事管理漁業の1つである漁業権漁業の制度も大きく変更された。まず、新法の第61条（新設）で「都道府県は、その管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進するとともに、水産動植物の生育環境の保全及び改善に努めなければならない」という義務が都道府県に課せられた。

知事は漁業権の免許を行うに先立って、漁場計画案を作成する（第62条 現行法第11条を大幅に変更、第64条 新設）。新法では漁場計画案で知事が個別漁業権と団体漁業権の別を示すこととなった。この際に知事は養殖適地を個別漁業権漁場として免許者を企業や個人に特定することとなり、これは

都道府県にとって判断の難しい仕事となるだろう。

現行法では、区画漁業権のうち漁場利用において団体的規制が不可欠であるとして「特定区画漁業権」を規定し、地元の漁協が免許の優先順位の第一位と定められていたが、新法ではこれを廃止した。これまで、漁場計画を策定する際の養殖業者やその他漁船漁業者等との漁場利用上の利害調整は、漁協の総会、部会または関係業者会等において同意が得られたもののみ、漁協が知事に漁場計画の樹立要望を行ってきた。

しかし、新法では、各方面からの要望を踏まえつつ知事が漁場計画案を作成する。この際、農林水産省令で定めるところにより、利害関係者の意見を聴く義務が知事に課せられる（第64条）とともに、主体的に利害関係者間の調整を行わねばならなくなった。

さらに知事は、漁場計画の作成に当たっては、海区にかかる海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとするのが新たに義務づけられた（第63条第2項 新設）。

漁業の免許にかかる事務は、都道府県知事の自治事務である。しかし、新法では農水大臣が都道府県の区域を超えた広域的な見地から、我が国の漁業生産力の発展を図るために必要があると認めるときは、知事に対し、漁場計画の案を修正すべき旨の助言その他漁場計画に関して必要な助言をすることが可能となった（第65条 新設）。さら

に、農水大臣は第65条で助言したことで特に必要があるときと、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、漁業調整のため特に必要があると認めるときに漁場計画を変更すべきと指示を出すことが可能になった（第66条 新設）。都道府県が難しい利害調整などを乗り越えて作成した漁場計画を農水大臣の指導で急きょ変更しなければならない事態も起こり得る。

ところで、漁業権の免許を受けた漁業権者は、漁場の活用状況等を農林水産省令に規定される予定の様式に基づいて知事に報告（第90条 新設）する。その際、漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、または海洋環境の悪化を引き起こしているとき、合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき、知事は指導を行わねばならない（第91条 新設）。そして、漁業権者が指導に従わないときは勧告（第91条）し、勧告に従わないときは漁業権を取り消す（第92条 新設）ことが可能になった（現行法にも取消条項はあるが、新法では「適切かつ有効」に漁場を利用していないとみなされれば、漁業者の個別漁業権や組合員行使権が取り消される恐れがある）。しかし、個別具体的な指導を行うには、その正当性を担保する証憑等しょうひょうが必要となるため、第90条の報告のみならず、行政庁自身による現地確認や各種の追加調査が必要となることは必至である。

### (3) 漁場管理のための新制度導入

18年10月29日開催の規制改革推進会議に農林水産省が提出した「『規制改革実施計画』に基づく新たな法制度の概要」によれば、「沿岸水域の良好な漁場の維持と漁業生産力の維持・向上のための漁場管理を都道府県の責務として法定する。その上で、都道府県は、漁場管理の業務を適切な管理能力のある漁協等にルールを定めて委ねることができる制度を創設する」とある。この漁場管理の業務を委ねる制度が沿岸漁場管理団体制度であり、新法に盛り込まれ都道府県に新たな業務を発生させることとなった。

その運用であるが、まず、知事は、漁場計画を作成する際に漁業生産力の発展を図るため保全活動の円滑かつ計画的な実施を確保する必要がある沿岸漁場を保全沿岸漁場として、位置および区域、保全活動の種類などを定める（第62条第2項）。知事は保全沿岸漁場ごとに、沿岸漁場管理団体（以下「管理団体」という）となることを申請した組織<sup>(注4)</sup>を指定することができる（第109条新設）。

都道府県は、管理団体の指定の前に、申請した組織の役員などが暴力団員等でないといった適格性（第110条新設）を有する者であるか、役員等の構成が保全活動の実施に支障を及ぼす恐れがないか、などの基準を満たしているかどうかを確認しなければならない。ところで、1つの保全沿岸漁場に複数の申請があった場合や申請者が管理団体の基準を満たしていない場合の規定は

ないため、都道府県は難しい対応を迫られることとなる。

都道府県は知事の認可に先立ち、管理団体から提出される沿岸漁場管理規程の内容（例えば保全活動により保全沿岸漁場において漁業者等が受けると見込まれる利益の内容および程度や受益者が負担する金額やその算定根拠等）を詳細に確認しなければならない（第111条第2項新設）。さらに、知事が管理団体から保全活動の受益者から協力が得られないとしてあっせんを行うことを求められたとき（第114条新設）、都道府県は管理団体と受益者の間に入って利害調整を行うこととなる。

**(注4)** 沿岸漁場管理団体に申請できるのは、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一般社団法人、一般財団法人のみ。

### (4) 公選制を廃止した海区漁業調整委員会

「海の議会」と呼ばれ、「漁業調整」に重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会（以下「海区委員会」という）の漁民委員<sup>(注5)</sup>の公選制が理由も不明確なまま廃止された<sup>(注6)</sup>ことも、都道府県の業務を増やす。

現委員の任期は21年3月末まで延長されることが決まっているが、その後は、海区委員会の委員全員を知事が議会の同意を得て任命することとなる（第138条第1項新設）。海区委員会の委員の定数は15人であるが、水産庁は条例により10～20人の範囲内において定数を増減させることが可能と説明している。都道府県は新法の委員選考についての規定を満たすような候補者の名簿を作

らなくてはならないだろう。その規定とは、まず、知事は地元に住所または事業所を有する漁業者または漁業従事者が委員の過半数を占めるようにする義務がある（同条第5項 新設）。これまでは漁民委員は公選制とリコール制のためにまさしく地元漁業界の代表として信任を受けてきたが、新法では「漁業者又は漁業従事者が営み、又は従事する漁業の種類、操業区域その他の農林水産省令で定める事項に著しい偏りが生じないように配慮」するという条件のもと、都道府県が選考を担うこととなった。公選制は廃止されたが、地域での漁業調整を円滑に行い得る、漁業者および漁業従事者の代表と目される委員を、引き続き地域ごとに選んでいくためには、都道府県独自の対応が必要だ。例えば、公募や推薦方法のガイドラインの設定や、選考過程のオープン化と結果の公表等を行い、一連の作業で公平・公正が担保されるように工夫することである。また、「議会の同意」について、議員が各候補者について審査、同意するのか、それとも一括同意なのかなどの規定はなく、この点も明らかに定めることが必要だ。

漁業者または漁業従事者を除いた委員については、資源管理および漁業経営に関する学識経験を有する者と、海区委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないという定めについて（同条第7項 新設）、それぞれ1人以上の任命があるようにと水産庁は説明している。

なお、現行法下でも海区委員会の事務局

を都道府県は担っているが、今後もそれは変わらず、事務作業は継続する。さらに、都道府県は議事録を作成するだけでなく、インターネットなどで公表することが新たに義務づけられた（第145条第4項 新設）。

（注5）漁民とは、現行法で「漁業者又は漁業従事者たる個人」をいう（現行法第14条第11項）。新法では漁民という言葉が使われていない。

（注6）水産庁は「海区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直す」（水産庁（2018b））と説明していたが、資源管理と海区委員会委員の知事任命制との関係はいまもって不明である。

## 2 都道府県の態勢

### (1) 減らされる都道府県職員

新法により都道府県の業務が拡大するが、さらに重要なのは利害関係の調整など責任の重い仕事が増えることである。都道府県の態勢は果たしてどうであろうか。

海面のある都道府県の総水産職員数は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（骨太の方針2005）」に基づき総務省が作成した「新地方行革指針」を受け、05年の6,492人から7年連続で減少し、18年現在5,226人となった（第2表）。新法に定められた知事の職務を専ら担う水産行政職員数（第2表の水産業一般に相当する）も大きく減少した。なお、試験研究養成機関の職員数の削減はさらに大きい<sup>(注7)</sup>。

職員数の削減のために、新規採用の抑制（と退職者の不補充）が広く行われた。同時に、事務・事業の再編・整理といった機構改正や業務の民間委託などが進んだ。もち

第2表 海面のある都道府県の水産職員数の推移

(単位 人、05年=1.00)

	水産職員数				05年との比較			
	合計	水産業一般	漁港	試験研究養成機関	合計	水産業一般	漁港	試験研究養成機関
05年	6,492	3,117	946	2,429	1.00	1.00	1.00	1.00
06	6,328	3,022	938	2,368	0.97	0.97	0.99	0.97
07	6,179	2,989	905	2,285	0.95	0.96	0.96	0.94
08	6,000	2,907	883	2,210	0.92	0.93	0.93	0.91
09	5,826	2,853	862	2,111	0.90	0.92	0.91	0.87
10	5,466	2,825	826	1,815	0.84	0.91	0.87	0.75
11	5,376	2,799	802	1,775	0.83	0.90	0.85	0.73
12	5,278	2,752	810	1,716	0.81	0.88	0.86	0.71
13	5,290	2,723	885	1,682	0.81	0.87	0.94	0.69
14	5,334	2,730	917	1,687	0.82	0.88	0.97	0.69
15	5,292	2,726	914	1,652	0.82	0.87	0.97	0.68
16	5,256	2,732	910	1,614	0.81	0.88	0.96	0.66
17	5,248	2,727	905	1,616	0.81	0.87	0.96	0.67
18	5,226	2,736	890	1,600	0.80	0.88	0.94	0.66

資料 総務省「地方公共団体定員管理調査」

(注) 1 海面のある都道府県のみ集計した。

2 「水産業一般」とは、漁業調整取締、漁場整備、水産技術の改良普及、その他水産業に関するもので「漁港」と「試験研究養成機関」を除いたもの。

「漁港」とは、漁港の整備や管理に関するもの。

「試験研究養成機関」とは、水産試験場、水産加工研究所などの試験研究機関に関するもの。

ろん、再任用制度が導入されているため、統計上の職員数よりも業務に携わる人数は多いと思われる。都道府県は業務の簡素化、平準化などの努力をしてきた。しかし、新規採用の削減により年齢構成にゆがみが生じ、将来的な業務の継続性が懸念されている。このうえに新法に対応するという重圧が都道府県に加えられた。

(注7) 各地区にあった水産試験場の統廃合だけでなく、農業などの他の研究部門との統合を行うところもあった。なお、北海道は10年、青森県は09年、大阪府は12年に試験研究養成機関を地方独立行政法人とした結果、大幅に職員数が減少した。第3表の総水産職員数が北海道、青森県、大阪府において05年比で大きく低下したのは試験研究養成機関の職員の減少が主因である。

## (2) 都道府県間の差の大きい職員配置

第3表は各都道府県の水産主務組織と、総務省「地方公共団体定員管理調査」の水産職員数を示したものである。平均すると、

水産職員全体で134.0人、うち水産行政職員は70.2人である。都道府県ごとには、水産職員全体で北海道の535人から大阪府の29人まで幅がある。05年比では、岩手県、宮城県、山形県のみが定員増となっている。また、水産行政職員では最多が北海道の472人、最少が秋田県の17人で、05年比で定員増は、岩手県、宮城県、山形県など9府県であった。

都道府県の機構は、海面のある39都道府県のうち、29府県が農林水産部のなかに水産課などの名称で水産主務課を設置している。このように水産業を農業などの第一次産業の一部として扱う府県では、水産職員数は平均112.5人だった(第3表の「農林水産部型」)。

他方、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県は第一次産業だけでなく、他産業もしく

第3表 都道府県の水産主務組織と水産職員数

(単位 人、05年=1.00)

	水産主務組織	総水産職員		水産行政職員	
		18年の 総水産 職員数	05年比	18年の 総水産行政 職員数	05年比
北海道	水産林務部	535	0.56	472	0.79
青森	農林水産部	182	0.65	79	0.95
岩手	農林水産部	255	1.14	110	1.03
宮城	水産林政部	268	1.13	110	1.02
秋田	農林水産部	58	0.66	17	0.77
山形	農林水産部	73	1.03	31	1.03
福島	農林水産部	98	0.90	44	1.02
茨城	農林水産部	125	0.79	65	0.81
千葉	農林水産部	250	0.81	127	0.83
東京	産業労働局農林水産部	146	0.89	56	0.93
神奈川	環境農政局農政部	139	0.86	47	0.84
新潟	農林水産部	105	0.73	42	0.88
富山	農林水産部	54	0.83	21	0.78
石川	農林水産部	93	0.78	32	0.89
福井	農林水産部	78	0.80	28	1.04
静岡	経済産業部水産業局	158	0.87	51	0.89
愛知	農林水産局	109	0.84	64	0.86
三重	農林水産部	140	0.91	82	1.00
京都	農林水産部	70	0.79	47	1.31
大阪	環境農林水産部	29	0.47	29	0.74
兵庫	農政環境部農林水産局	95	0.73	46	0.90
和歌山	農林水産部	96	0.76	55	0.87
鳥取	農林水産部	68	0.97	33	1.14
島根	農林水産部	131	0.78	56	0.86
岡山	農林水産部	58	0.85	23	0.79
広島	農林水産局	71	0.74	47	0.76
山口	農林水産部	154	0.70	81	0.60
徳島	農林水産部	65	0.81	39	0.81
香川	農林水産部	55	0.89	31	0.91
愛媛	農林水産部	134	0.80	67	0.84
高知	水産振興部	145	0.95	94	1.09
福岡	農林水産部	145	0.90	54	0.92
佐賀	農林水産部	84	0.78	34	0.65
長崎	水産部	292	0.91	177	0.97
熊本	農林水産部	125	0.81	73	0.84
大分	農林水産部	135	0.94	84	0.92
宮崎	農林水産部	122	0.95	55	1.02
鹿児島	商工労働水産部	156	0.87	95	0.93
沖縄	農林水産部	130	0.83	38	0.97
平均		134.0	0.83	70.2	0.90
農林水産部型(平均)		112.5	0.83	53.8	0.90
他分野包有型(平均)		102.3	0.74	44.5	0.85
非農業型(平均)		259.0	0.88	166.5	0.95

資料 第2表に同じ

は環境分野を含んだ部もしくは局のなかに水産主務課を設置している。このように第一次産業と他産業を含めた組織形態としていのは大都市を抱える都府県である。この「他分野包有型」の都府県の水産職員数は平均102.3人、独立行政法人化により試験

研究養成機関関連の職員が減少した大阪府を除くと平均126.7人だった(第3表の「他分野包有型」)。

水産主務組織に農業を含めていないのは6道県である。北海道、宮城県は水産業と林業を含んだ部、静岡県、鹿児島県は水産

業と商工・経済分野を含んだ部となっている。水産業だけを独立させた部にしているのは、高知県、長崎県の2県だけである。水産職員数が全国的に多い、北海道、長崎県が含まれているため、水産職員数は259.0人だった（第3表の「非農業型」）。

第4表は、都道府県の水産行政に関連する指標として、①全漁獲量にTAC対象魚種が占める割合、②水産行政職員1人当たりの漁船漁業を主としている経営体数、③養殖業産出額が漁業産出額に占める割合、④水産行政職員1人当たりの漁業権免許数を示した。このうち、①が漁獲可能量による管理へのかかわり、②が漁船漁業をしている経営体への指導に関する人員配置、③が養殖業の重要性、④が漁業権制度に関する業務に対する人員配置を表すものと考えた。資源評価などを考えると試験研究養成機関の職員数も考えるべきではあるが、ここでは水産行政職員数を用いた。<sup>(注9)</sup>

まず、①であるが現在のTAC対象魚種の占める割合の高い県は、千葉から北の太平洋側、日本海側の富山県、石

第4表 都道府県の水産行政に関連する指標

(単位 %、経営体、免許)

	全漁獲量にTAC魚種が占める割合① <sup>(注)1</sup>	職員1人当たりの漁船に漁業を主としている経営体数② <sup>(注)2</sup>	養殖業産出額が漁業産出額に占める割合③	職員1人当たりの漁業権④ <sup>(注)3</sup>
北海道	25.9	9.6	11.2	3.7
青森	55.8	24.2	32.9	2.5
岩手	46.4※	4.8	24.1	2.9
宮城	43.0	5.7	31.3	6.6
秋田	9.7	31.8	2.8	2.8
山形	25.6	7.5	0.0	0.4
福島 <sup>(注)4</sup>	-	-	-	0.8
茨城	94.4※	5.4	※	0.8
千葉	77.0※	11.3	9.9	1.3
東京	0.2※	7.8	※	0.7
神奈川	16.4※	15.9	2.4	2.8
新潟	9.6※	24.0	3.5	5.2
富山	68.1	11.2	0.4	6.0
石川	64.9	36.8	1.6	6.8
福井	17.7	22.6	4.4	5.9
静岡	35.3	33.0	4.2	2.7
愛知	41.4	15.9	28.8	4.4
三重	63.0	23.1	42.6	11.1
京都	44.5	7.2	21.5	2.9
大阪	13.1	15.7	3.4	2.4
兵庫	6.5※	51.2	45.2	9.0
和歌山	40.4※	33.1	36.8	5.9
鳥取	60.0	14.3	6.2	0.8
島根	69.6	21.5	1.9	4.5
岡山	0.0	34.1	69.0	15.1
広島	0.0	37.4	71.0	18.6
山口	23.4	30.7	12.1	3.5
徳島	4.0	22.3	45.9	7.5
香川	2.1	39.1	63.4	16.1
愛媛	48.7	37.4	72.1	12.2
高知	15.4	18.2	42.5	9.2
福岡	31.2	24.3	64.2	3.8
佐賀	8.3※	21.5	85.3	19.2
長崎	60.0	32.5	35.8	8.4
熊本	5.1※	27.3	85.8	5.6
大分	40.9	20.9	66.0	3.4
宮崎	39.1※	18.2	26.7	1.1
鹿児島	28.4	30.6	68.3	8.1
沖縄	1.3	36.3	40.9	10.6
平均	32.5	22.8	32.3	6.0
農林水産部型(平均)	35.4	23.0	32.9	6.3
他分野包有型(平均)	9.0	22.6	17.0	3.7
非農業型(平均)	34.7	21.6	32.2	6.4

資料 総務省「地方公共団体定員管理調査」、農林水産省「漁業センサス」(13年)、「海面漁業生産統計調査」(18年)、「漁業産出額」(17年)、水産庁調べ

(注)1 TAC魚種は、海面漁業生産統計調査におけるクロマグロ、マイワシ、マアジ、サバ類、サンマ、スケトウダラ、ズワイガニ、スルメイカの漁獲量の合計。TAC魚種を全漁獲量で割った。

2 漁船漁業を主としている経営体は、漁業センサスにおける底びき網、船びき網、まき網、刺網、さんま棒受網、大型定置網、さけ定置網、小型定置網、その他の網漁業、はえ縄、釣に属する経営体の合計。

3 漁業権は、①定置漁業権、②特定区画漁業権、③共同漁業権の合計。

①と②は15年5月時点の数値、③は13年9月の切替後の数値。

4 漁船漁業について福島県は除いた。

5 ※はTAC魚種または養殖業産出額の一部が個人または法人その他の団体に開する秘密を保護するため、統計数値を公表されていないため、正確な数値ではない。

川県、鳥取県、島根県、そして、三重県、長崎県と特定の県に集中していることがわかる。これらは、まき網などの特定の漁業が存在している県である。一方、瀬戸内海に面した県域のようにほとんどTAC対象魚種が漁獲されておらず、これまでに漁獲可能量による管理になじみのなかった地域も多数ある。

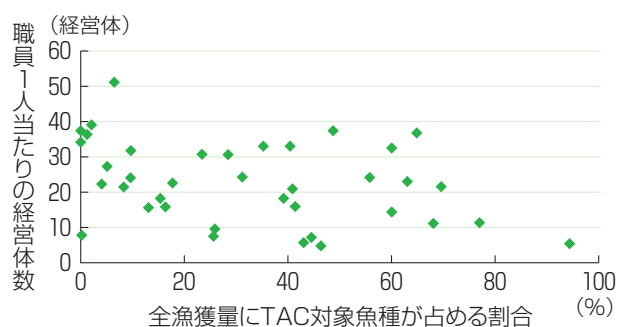
②の水産行政職員1人当たりの漁船漁業を主としている経営体数は平均して22.8経営体だが、兵庫県の51.2経営体から岩手県の4.8経営体まで幅がある。北海道、東北では経営体に対して職員数が多めに配分されている一方、瀬戸内海に面した県域では職員数が少ない傾向にある。

③の養殖業産出額が漁業産出額に占める割合は、西日本で大きい。一方、兵庫県を除く「他分野包有型」の地域で小さい。これは、開発に伴い漁業権が放棄されたことが影響しているとみられる。④の職員1人当たりの漁業権の免許数は、一様ではない。

また、①と②には、なんらかの関係がみられず、TAC対象魚種の割合に合わせた人員配置にはなっていない(第3図)。また、③と④の関係をみると、養殖業産出額が漁業産出額に占める割合が60%を超える地域(養殖業への対応が今後必要となると見込まれる地域)において、④の数値のばらつきが特に大きくなっている(第4図)。

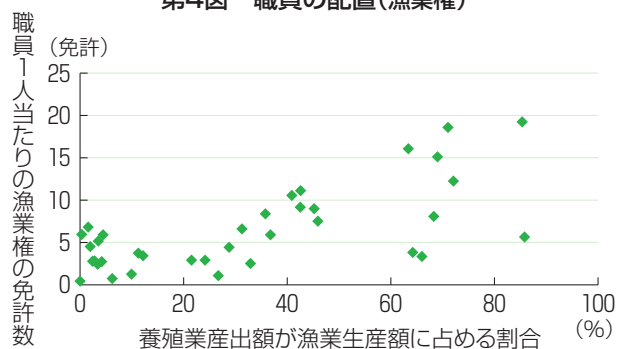
以上のようにこれらの指標だけを眺めても、都道府県間の差が大きいことがわかる。このような都道府県間の差は、自然環境、漁業構造に加えて新地方行革指針による人

第3図 職員の配置(資源管理)



資料、(注)とも第4表に同じ

第4図 職員の配置(漁業権)



資料、(注)とも第4表に同じ

員削減など様々な要因が重なって形成されたものである。

(注8) 広島県、愛知県は農林水産局。

(注9) ただし、業務の難しさには、魚種・漁法の多さ、航路のふくそう状況など、様々な要因が絡んでおり、このような単純化では十分に捉えきれない。

### (3) 新法に対する認識

#### —資源管理—

では、都道府県は新法をどう認識しているだろうか。都道府県議会の会議録から新法に関する議論をみてみたい。海面のある都道府県全てがインターネット上で会議録を公開しており、18、19年の会議録について「漁業法」「漁業権」「資源管理」という用語のいずれかが含まれる答弁を確認した。

この結果、39都道府県のうち、32都道府県で答弁があった。<sup>(注10)</sup>兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、佐賀県の7県で答弁がみつけれなかった。うち、和歌山県と徳島県は、委員会の会議録がインターネット上になく、本会議の会議録しか閲覧できなかった。岡山県、広島県は18年の西日本豪雨の被害・復興に、佐賀県は時事的な問題（後述）について多くの時間が割かれ、これまで新法について議論がなされていない。

また、「他分野包有型」の都府県では法案が成立する前は、ほとんど議論がなされなかった。議論がなされた道府県でも全般的に水産庁資料の内容を説明するものが多い。

以下、資源管理、沿岸漁場管理について、代表的な都道府県の議論をみていこう。資源管理について28都道府県で話し合われた。まず、TAC対象魚種の割合の最も高い茨城県では今後想定される県の事務について「漁業法改定関係では、県の漁業調整規則の改正や、それに伴う漁業許可制度、漁業権制度の見直しなど」と「水産業協同組合法関係では、水産業協同組合の定款変更に係る手続など」が必要と、回答している。

次に、鳥取県はすでに漁獲可能量による管理に取り組んできたとして大きな変化が直ちに起こるものではないとみなし、TAC対象魚種等について、「例えば北海道のほうのスケトウダラとか、それから、太平洋クロマグロの北海道のもの等、どうもあちらのほうのものが当面ターゲットとして考えられているのではないかと。本県のところ

が直ちにこの適用対象というふうになるかどうかという、そういうようには、今のところ情勢はなっていない」と述べている。

新規に導入される割当管理について、沖合海域で操業する大臣許可漁業から導入すると国は説明しているため、自分の県では直ちに影響はないという見解が熊本県、宮崎県などで示された。しかし、定置漁業が主流の富山県では、「今後適切な資源管理が実施されれば、日本全体として乱獲が防止され、水産資源の維持、管理が図られ、漁業生産の安定につながるのではないかと」利点を述べた一方、「魚種を選べない定置網中心の本県漁業の実態を十分踏まえて運用される必要があるのではないかと」懸念を示している。香川県では、「太平洋の漁業とこの瀬戸内海で多種多様な漁業があっっているいろいろな魚をとっている状況の中で、船ごとに漁獲量を割り当てるとするのは、実質的に不可能」として、国も地域の漁業の実情を踏まえたうえで導入を考えるため、「一足飛びに瀬戸内海の漁業に船ごとの漁獲割り当てがつくということはない」との見解が示された。

このようななか、静岡県と北海道で資源管理について独自の見解が出された。静岡県は、割当管理は、トン数制限と絡めて資源管理には非常に重要な部分であるものの、「漁船に漁獲量を計測する装置が整備されていないと、船ごとに管理するのは非常に困難」として、現状、遠洋漁業ではかなりの船が装置をつけているが、沿岸漁業は大半の船がついていないと指摘した。「こうい

う装置、装備も含めてしっかりやっていないと、小型の船に対する個別の漁獲割り当ては不可能」と結論づけた。さらに資源量がどのぐらいなのかしっかりわかっていないと漁獲量の数値の確定ができず、「導入に当たっては資源管理、魚種ごとの資源調査をしっかりとやっっていかなきゃいけない。国と県が連携していかなきゃいけない」と資源調査の重要性が資源管理に先立つことを指摘している。そして、「沿岸漁業をどのようにやっていくのか、国と県がきちっと調整して進めていくことが重要」との指摘がなされた。

北海道は、「漁業法に関連して、TAC対象魚種が拡大され、特定の魚種が漁獲枠を超過した場合に、休漁を余儀なくされるケースや、資源状態が悪化した魚種の漁獲枠が低く設定されることによる経営への影響に対する懸念、また、沖合漁船の大型化を不安視する意見」があったと現場の不安を伝えている。現在、TAC対象魚種の拡大という政策目標の達成のためにホッケの資源管理が検討されているが、これに関し、「道総研は29年から回復の兆しが見られるとし、浜でも回復を実感している。沿岸、沖合の協調した自主的な資源管理を評価し、その継続が重要であり、これまでの自主的な管理の充実に努めるべき」（上田（2019））と、漁獲可能量による管理ではなく、自主的な管理の充実が主張された。

**(注10)** 琵琶湖が海面とされる滋賀県を含めると、40都道府県のうち、33都道府県で答弁が確認された。なお、会議録は議員の質問への答弁であるため、議員の質問がなければ、答弁がない。

#### (4) 新法に対する認識

##### —沿岸漁場管理—

漁業権制度について話合いが行われたのは、31都道府県である。しかし、養殖業産出額が漁業産出額の8割を占める佐賀県で諫早湾干拓問題にかかる請求異議訴訟の判決における共同漁業権の消滅という判断部分や佐賀空港の自衛隊使用要請に関心が集中し、新法についての議論は行われなかった。22都道府県で漁業権を免許する際の優先順位の廃止について説明がなされた。このうち、18道県で既存の漁業権者である漁協等が「適切かつ有効」に漁場を利用して<sup>(注11)</sup>いる場合は知事が漁協等に対して継続して免許することとなるので、既存の漁業権者には影響はないという答弁だった。

新法は「養殖業への民間企業の参入促進が柱」（日本経済新聞（2019））とされるが、すでに養殖業が盛んな県では、現在、県内のほとんどの漁場が、漁協や漁業者に適切かつ有効に活用されていることから、「新たに企業が参入する余地はほとんどなく、影響は極めて小さい」（熊本県）や「現時点においては、新たに可能となる養殖業への企業単独での新規参入は見込んでいない」（北海道）といった意見がみられた。水産復興特区が存在した宮城県では、「区画漁業権については、海面のより合理的かつ高度な利用を図るため五年ごとに現場確認を含めた漁場の行使状況調査や漁協への要望調査を行うとともに、海区漁業調整委員会による公聴会の開催や複数回にわたる審議、海上保安庁や海面管理者との協議など慎重な手

続を経て漁業調整その他公益に支障を及ぼさないことを確認した上で、漁場計画を樹立し免許している」と、漁場計画作成の難しさが指摘された。

しかし、漁船漁業が中心だった地域では、企業による養殖産業に期待する向きもある。例えば、新潟県は「変化する消費者ニーズに柔軟に対応し、採算の取れる効率的な養殖業を行う企業の参入が、非常に重要」としている。ただ、「既存の漁業者との調整が不可欠」なため、「漁業の現場に混乱が生じることのないように、企業や関係者との意見交換を行い、合意形成を促し」たいと付け加えている。また、大阪府は民間事業者から新たな提案があった場合に備え、大阪湾が他の水域に比べ水温変化が大きいことや、漁船を含めた船舶の航行が多いといった特性があることから、「漁場環境や養殖技術などの専門家の意見をあらかじめ聞きますとともに、他府県の民間参入の事例の調査を行う」と表明している。

その他、海区委員会委員の公選制の廃止、沿岸漁場管理団体制度については、水産庁の説明会の内容を伝える答弁にとどまっている。全般的に日EU経済連携協定や森林環境税など農林業の制度変更に伴う議題が優先され、新法に関する議論は深まっていない。

唯一、香川県では新法に伴う業務の拡大についての議論がなされ、「水産課の職員数ということですが、資源の状況をきちんと適切に管理するためには、資源状況を適切に把握する必要もあります。また、漁業調

整の部分も出てくると思いますので、人手が足りないと考えています。」や「知事に対する調整業務等がふえてくると考えているため、やはり現状の8名では、なかなか厳しい状況だと私は思っており、適切な執行体制を検討していきたいと考えています。」など、実務に即した見解が述べられた。

(注11)「適切かつ有効」の内容は国が都道府県に対し、技術的助言を行うとされている。現在、適切かつ有効でない場合のチェックリストを作成することが検討されている。

### 3 今後の都道府県の対応

#### (1) 準備作業は焦眉の急

現在、都道府県では、政省令などを待ち、業務の内容を確認しているところと推測される。ただ、資源管理については、新法に規定のない「資源管理方針に関する検討会」が設置され、TAC対象魚種を選定するための手続きに関する法律もないまま、検討が進んでいる。「水産政策の改革」の実現がすでに始まっているなか、都道府県も準備作業が必要になっている。特に漁船漁業の経営体数や漁業権免許数に比べ職員数の配置が十分でない県(第4表の②、④参照)では、準備作業は焦眉の問題である。

まずは水産行政職員が新法の条項を読み込み、新たに発生する業務を洗い出す必要がある。そのうえで、都道府県として今の人員でどの程度対応できるか、できない場合はどうするかなどの判断を行うことが求められている。新たに発生する業務を遂行するために必要な費用と水産業からの税収

見込額による費用対効果の検証も併せて行う必要がある。

また、新法が地元経済に及ぼす影響を分析する必要がある。それは、例えば、優先順位の廃止に伴い、個別漁業権者が地元の住民を雇用することに関心を持たなくなる<sup>(注12)</sup>とか、<sup>(注12)</sup> 抵当権の設定要件の緩和と相まって個別漁業権の<sup>(注12)</sup> 抵当流れによるなし崩し的な漁業権の金融商品化という事態が想定されるからである。そのためにも、新法への対応を集中的に検討する組織を立ち上げることが望ましい。

同時に、多くの都道府県で水産行政職員が「国へ要望していく」と発言しているが、何をどのように要望するのかについても具体的に確定させるべきだ。例えば、三重県では「国に対しまして、新たな資源管理に伴う資源評価対象魚種の増加等に対応するために、漁業・海洋データの収集体制の整備に向けた予算確保を求めるとともに、資源管理の強化に伴う漁業者の一時的な減収というのも懸念されますことから、収入安定対策の拡充を要望」という答弁がなされた。このような三重県からの要望にとどまらず、水産庁には、新法に伴う都道府県の業務拡大分の予算措置や職員の派遣といった対応が求められている。

**(注12)** 新法から「都道府県知事は、定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定が、当該漁業の経営に必要な資金の融通のためやむを得ないと認められる場合でなければ、前項の認可をしてはならない。」(現行法第24条第3項)は削除された。

## (2) 条例の制定の必要性

都道府県が新法や政省令において規定がない部分で、現行法で有効に機能していたのに削除された部分や地域の実情を反映させるために必要な部分を補って、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るには、条例作成が有効な手段である<sup>(注13)</sup>。例えば、漁業者の生業に深くかかわる管理方針の策定過程における手続きで海区委員会に諮問する頻度や関係漁業者との意見交換の場の設定などを明確に条例で定めるべきだ。また、地元経済の持続性を確保するために、漁獲割当割合の保有者や個別漁業権者が廃業する場合の対応などを考える必要がある。

また、新法では、「漁業の民主化」という言葉が現行法第1条から取り除かれたが、70年という長い年月をかけて定着してきた漁業の民主主義を堅持すべく、条例作成では十分な配慮が必要である。特に、海区委員会委員の公選制の廃止は、漁場利用の議論への漁業者の直接参加の機会を損ない、ひいては漁業の民主主義に打撃を与えるものである。そこで、条例による予備選挙という方法で公選制の廃止を補うことを提案したい。

農業部門では15年9月に「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が公布されたことに伴い、農業委員会の公選制が廃止された。新潟県加茂市では17年6月に当時の市長が農業委員会委員の任命については、農業者2,400人のなかから19人を任命するには、「選挙以外の方法では、どうしても市長か市の担当職員か数人の農業者かが実質は

独裁的に農業委員を選ぶ」(小池(2017))として、候補者が定員を超えた場合は予備選挙を実施し、その結果を参考に市長が委員を任命するとして、選任要綱を公示した。

また、「水産庁がすでに幾つか案を提示しているが、安易に取り入れる訳にはいかない。我々の側から、漁業者委員はこれまでの選管に準じて、漁協を投票所としたブロック単位での選挙を行って知事への推薦者とするなど、公選制とそんな色のない制度、漁業者の民意を正確に反映させる仕組みを、都道府県知事部局に提案し、条例制定に繋げる努力が求められる。その際は区割りや導入時期等を、漁業者を交えて真剣に検討し、拙速に進めないことが肝要である」(濱本(2019))という意見もある。

(注13) 佐藤(2019)は、新法の運用条例案を発表している。

## おわりに

新法の土台となった「水産政策の改革」は、「『規制改革推進会議』と、それに先んじて設置(平成25年5月閣議決定)された『農林水産業・地域の活力創造本部』での議論を受けて作成されたことは紛れもない事実」(馬場(2018))とされる。また、日本経済新聞(2019年3月8日付)によれば、新法は「漁業への民間参入を求める企業などの要望を受けて成立した」ものであり、ロビー活動により実現したものだそうだ。このようにトップダウンで決定された政策の運用が今後、都道府県で始まる。しかし、都

道府県は新たに行う水産行政を遂行するための余力は十分ではなく、都道府県間の差も大きいことがわかった。

新法の運用で都道府県職員に一段の重圧がかかってくるのは必至である。その一方、職員の定数減を求める声もあり、そうした国の<sup>ひょうそく</sup>平仄の合わない政策のはざま、都道府県に更なるしわ寄せがいき、ひいては漁業者の生活や生産活動に致命的な悪影響を及ぼしていく恐れがある。

また、新法では、管理方針の策定過程における手続きなど、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るための規定が不十分である。この問題は、『日本人の法意識』(川島武宜(1967))において、明治憲法のもとの政府と国民の関係について書かれた非常に有名な箇所に通じる。「国民はただ政府の自制心にたよるほかはない。(中略)政府と国民との関係を規定する多くの法律はあったが、それらの法律は政府の役人のための覚え書のようなもので、それに違反した場合に、違反した役人が上役から叱られたり罰せられたりするようなことはあるかもしれないが、ないかもしれない」(57,58頁)。新法の不明朗な部分が、国と都道府県、都道府県と漁業者との信頼関係に亀裂を入れかねない。悪影響を少しでも軽減するには、新法への準備作業や条例の検討が求められている。これは、漁業という産業を通じた、地方自治のあり方を問う問題でもある。

## 【謝辞】

本稿について香川海区漁業調整委員会会長（全国海区漁業調整委員会連合会副会長）の濱本俊策氏に多方面からご助言をいただいた。ここに御礼申し上げたい。

## <参考文献>

- 茨城県議会会議録（2019）営業戦略農林水産常任委員会19年3月13日  
<https://www.pref.ibaraki.dbsr.jp/index.php/8143644?Template=doc-one-frame&VoiceType=onehit&VoiceID=155376>（19年8月23日最終アクセス）
- 上田克之（2019）「ホッケをめぐる沿岸漁業者が悲痛の訴え—地元が納得する管理手法をまとめられるか—」『漁業と漁協』No.653、第56巻第7号
- 大阪府議会会議録（2019）定例会本会議19年2月26日  
[https://ssp.kaigiroku.net/tenant/prefosaka/SpMinuteView.html?council\\_id=1968&schedule\\_id=3&minute\\_id=407&is\\_search=true](https://ssp.kaigiroku.net/tenant/prefosaka/SpMinuteView.html?council_id=1968&schedule_id=3&minute_id=407&is_search=true)（19年8月23日最終アクセス）
- 香川県議会会議録（2018）経済委員会【農政水産部】18年10月4日  
<http://www.db-search.com/kagawa/index.php/7848012?Template=list>（19年8月23日最終アクセス）
- 川崎健・片山知史・大海原宏・二平章・渡邊良朗（2017）『漁業科学とレジームシフト—川崎健の研究史—』東北大学出版会
- 川島武宜（1967）『日本人の法意識』岩波書店
- 熊本県議会会議録（2019）定例会19年3月4日  
[https://ssp.kaigiroku.net/tenant/prefkumamoto/MinuteView.html?council\\_id=141&schedule\\_id=4&is\\_search=true](https://ssp.kaigiroku.net/tenant/prefkumamoto/MinuteView.html?council_id=141&schedule_id=4&is_search=true)（19年8月23日最終アクセス）
- 小池清彦（2017）「市政報告」『広報かも』No.733
- 櫻本和美（2018）「マグロ類の資源管理問題の解決に向けて—MSY理論に代わるべき新しい資源変動理論—」『水産振興』第605号第52巻第5号
- 佐藤力生（2019）「改訂漁業法の運用条例案（たたき台）」  
<http://shigenkanri.jp/?p=2198>（19年8月23日最終アクセス）
- 静岡県委員会会議録（2018）定例会産業委員会18年12月  
<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/comgiji.nsf/3ddb2e6d4a2261164925687900195ccc/9e556b1664a96fac49258393000697e1?OpenDocument&Highlight=2.%E6%B0%B4%E7%94%A3%E3%81%AE%E6%94%B9%E9%9D%A9>（19年8月23日最終アクセス）
- 水産庁（1950）『漁場計画のつくり方—漁場計画は働く漁民の手で—』
- 水産庁（2017）「水産白書」平成28年度
- 水産庁（2018a）「水産白書」平成29年度
- 水産庁（2018b）「水産政策の改革について」  
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/suisankaikaku-3.pdf>（19年8月23日最終アクセス）
- 水産庁（2018c）「水産政策の改革～浜で頑張る漁業者の皆様を応援します～」  
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/suisankaikaku-22.pdf>（19年8月23日最終アクセス）
- 水産庁（2018d）「平成31年度水産予算概算決定の概要」  
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/index-12.pdf>（19年8月23日最終アクセス）
- 水産庁（2019）「水産政策の改革について（改正漁業法等の制度運用）」  
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/suisankaikaku-24.pdf>（19年8月23日最終アクセス）
- 水産庁「漁業権について」  
[http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/pdf/004\\_gyogyohou\\_gaiyou.pdf](http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/pdf/004_gyogyohou_gaiyou.pdf)（19年8月23日最終アクセス）
- 鳥取県議会議事録（2018）定例会18年11月  
<http://www.db-search.com/tottori/index.php/1490869?Template=doc-one-frame&VoiceType=OneHit&DocumentID=1983>（19年8月23日最終アクセス）
- 富山県議会会議録（2018）農林水産委員会18年12月11日  
<https://www.pref.toyama.dbsr.jp/index.php/8835694?Template=doc-all-frame&VoiceType=all&VoiceID=118293>（19年8月23日最終アクセス）
- 中野広（2019）「水産白書は、我が国の漁獲量の減少や資源管理をどのように描いてきたのか」『漁業と漁協』No.650、第56巻第4号
- 新潟県議会会議録（2019）定例会産業経済委員会19年3月5日  
[https://ssp.kaigiroku.net/tenant/prefniigata/MinuteView.html?council\\_id=1282&schedule\\_id=7&is\\_search=false&view\\_years=2019](https://ssp.kaigiroku.net/tenant/prefniigata/MinuteView.html?council_id=1282&schedule_id=7&is_search=false&view_years=2019)（19年8月23日最終アクセス）
- 日本経済新聞（2019）「政策実現、ロビー活動で

陳情から対話型に」 3月8日付

- 農林水産省 (2018) 「『規制改革実施計画』に基づく新たな法制度の概要」  
<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/suisan/20181029/agenda.html>
- 馬場治 (2018) 「『水産政策の改革』の問題点」『漁業と漁協』 No.644、第55巻第10号
- 濱本俊策 (2019) 「<改正漁業法>海区漁業調整委員会制度の見直しへの対応策」『漁業と漁協』 No.650、第56巻第4号
- 北海道議会会議録 (2018) 予算特別委員会第2分科会18年12月6日  
[http://www01.gikai.pref.hokkaido.jp/voices/CGI/voiweb.exe?ACT=200&KENSAKU=1&SORT=0&KTYP=2,3,0&KGTP=3,1,2&TITL=%88%CF%88%F5%89%EF%2C%92%E8%97%E1%89%EF%2C%97%D5%8E%9E%89%EF&TITL\\_SUBT=%95%BD%90%AC30%94N%91%E6%82S%89%F1%97%5C%8E%93%91%95%CA%88%CF%88%F5%89%EF%91%E6%82Q%95%AA%89%8C%89%EF%81%7C12%8C%8E06%93%FA-02%8D%86&SFIELD1=HTGN&SKEY1=%8B%99%8B%C6%8C%A0&SSPLIT1=+%2B%2F%21%28%29-&KGNO=2672&FINO=7555&HUID=556486](http://www01.gikai.pref.hokkaido.jp/voices/CGI/voiweb.exe?ACT=200&KENSAKU=1&SORT=0&KTYP=2,3,0&KGTP=3,1,2&TITL=%88%CF%88%F5%89%EF%2C%92%E8%97%E1%89%EF%2C%97%D5%8E%9E%89%EF&TITL_SUBT=%95%BD%90%AC30%94N%91%E6%82S%89%F1%97%5C%8E%93%91%95%CA%88%CF%88%F5%89%EF%91%E6%82Q%95%AA%89%8C%89%EF%81%7C12%8C%8E06%93%FA-02%8D%86&SFIELD1=HTGN&SKEY1=%8B%99%8B%C6%8C%A0&SSPLIT1=+%2B%2F%21%28%29-&KGNO=2672&FINO=7555&HUID=556486)
- 北海道議会会議録 (2018) 水産林務委員会18年12月12日  
<http://www01.gikai.pref.hokkaido.jp/voices/>

CGI/voiweb.exe?ACT=200&KENSAKU=1&SORT=0&KTYP=2,3,0&KGTP=3&TITL=%90%85%8EY%97%D1%96%B1%88%CF%88%F5%89%EF&TITL\_SUBT=%95%BD%90%AC30%94N%91%E616%89%F1%90%85%8EY%97%D1%96%B1%88%CF%88%F5%89%EF%89%EF%8Bc%98^%81%7C12%8C%8E12%93%FA-01%8D%86&SFIELD1=HTGN&SKEY1=%8B%99%8B%C6%96@&SSPLIT1=+%2B%2F%21%28%29-&KGNO=2679&FINO=7567&HUID=558196 (19年8月23日最終アクセス)

- 三重県議会会議録 (2018) 定例会18年11月29日  
[http://www.kaigiroku.net/kensaku/cgi-bin/WWWframeNittei.exe?USR=miekenk&PWD=&A=frameNittei&XM=00010000000000&L=1&S=15&Y=%95%bd%90%ac30%94%4e&B=255&T=1&T0=70&O=1&P1=&P2=&P3=&P=1&K=124&N=957&W1=%8b%99%8b%c6%96%40&W2=&W3=&W4=&DU=0 \(19年8月23日最終アクセス\)](http://www.kaigiroku.net/kensaku/cgi-bin/WWWframeNittei.exe?USR=miekenk&PWD=&A=frameNittei&XM=00010000000000&L=1&S=15&Y=%95%bd%90%ac30%94%4e&B=255&T=1&T0=70&O=1&P1=&P2=&P3=&P=1&K=124&N=957&W1=%8b%99%8b%c6%96%40&W2=&W3=&W4=&DU=0 (19年8月23日最終アクセス))
- 宮城県議会会議録 (2018) 定例会18年12月5日  
[https://ssp.kaigiroku.net/tenant/prefmiyagi/SpMinuteView.html?council\\_id=2719&schedule\\_id=5&minute\\_id=32&is\\_search=true \(19年8月23日最終アクセス\)](https://ssp.kaigiroku.net/tenant/prefmiyagi/SpMinuteView.html?council_id=2719&schedule_id=5&minute_id=32&is_search=true (19年8月23日最終アクセス))

(たぐち さつき)

